

築上町告示第107号

平成29年第3回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成29年8月28日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成29年9月7日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

宗 晶子君	小林 和政君
鞆野 希昭君	池亀 豊君
工藤 久司君	宮下 久雄君
有永 義正君	信田 博見君
田村 兼光君	塩田 文男君
武道 修司君	丸山 年弘君
田原 宗憲君	吉元 成一君

○9月11日に応招した議員

○9月13日に応招した議員

○9月14日に応招した議員

○9月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成29年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

平成29年9月7日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

平成29年9月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議席の変更
- 日程第4 諸般の報告
- ①議長の報告
 - ②町長の報告
- 報告第6号 平成28年度健全化判断比率の報告について
- 報告第7号 平成28年度資金不足比率の報告について
- 報告第8号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
- 報告第9号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
- 報告第10号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第5 議案第54号 平成29年度築上町一般会計補正予算 (第2号) について
- 日程第6 議案第55号 平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第7 議案第56号 平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第8 議案第57号 平成29年度築上町水道事業会計補正予算 (第2号) について
- 日程第9 認定第1号 平成28年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第3号 平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 平成28年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第5号 平成28年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第6号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

て

- 日程第15 認定第7号 平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第8号 平成28年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第9号 平成28年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第58号 築上町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第59号 築上町農業振興基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第20 議案第60号 築上町農業推進協議会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第21 議案第61号 物品売買契約の締結について
- 日程第22 議案第62号 町道路線の認定について
- 日程第23 議案第63号 町道路線の変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議席の変更
- 日程第4 諸般の報告
- ①議長の報告
 - ②町長の報告
- 報告第6号 平成28年度健全化判断比率の報告について
- 報告第7号 平成28年度資金不足比率の報告について
- 報告第8号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
- 報告第9号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
- 報告第10号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第5 議案第54号 平成29年度築上町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第55号 平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- て
- 日程第7 議案第56号 平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- て
- 日程第8 議案第57号 平成29年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 認定第1号 平成28年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

- 日程第11 認定第3号 平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 平成28年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第5号 平成28年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第6号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第7号 平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第8号 平成28年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第9号 平成28年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第58号 築上町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第59号 築上町農業振興基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第20 議案第60号 築上町農業推進協議会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第21 議案第61号 物品売買契約の締結について
- 日程第22 議案第62号 町道路線の認定について
- 日程第23 議案第63号 町道路線の変更について

出席議員 (14名)

1番 宗 晶子君	2番 小林 和政君
3番 鞆野 希昭君	4番 池亀 豊君
5番 工藤 久司君	6番 宮下 久雄君
7番 有永 義正君	8番 信田 博見君
9番 田村 兼光君	10番 塩田 文男君
11番 武道 修司君	12番 丸山 年弘君
13番 田原 宗憲君	14番 吉元 成一君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君

総務係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	亀田 俊隆君		
会計管理者兼会計課長			永野 賀子君
総務課長	八野 繁博君	財政課長	元島 信一君
企画振興課長	江本 俊一君	人権課長	武道 博君
税務課長	江本昭二郎君	住民課長	神崎 博子君
福祉課長	椎野 満博君	産業課長兼農委局長	今富 義昭君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	竹本 信力君
上水道課長	福田 記久君	下水道課長	西田 哲幸君
総合管理課長	吉留梯一郎君	環境課長	長部 仁志君
商工課長	野正 修司君	学校教育課長	鍛冶 孝広君
生涯学習課長	柿本直保美君	代表監査委員	尾座本雅光君
監査事務局長	石井 紫君		

午前10時00分開会

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は13名です。定数に達していますので、平成29年第3回築上町議会定例会を開会します。

新川町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆様、おはようございます。本日、議会を招集いたしましたところ、全議員の参集をいただきまして、大変ありがとうございます。

さて、7月の初旬に、非常に大きな雨がございまして、大雨特別警報という警報が、初めて特別がついた警報が出ましたけれども、本地方には雨量が少なかったけれども、英彦山の向こう側、朝倉市、東峰村、日田と、それと添田も少し、若干大きな雨が来て、被害があっているところで

す。

そういう形の中で、本町、いち早く町からの見舞金ということで、東峰村に40万、あとの市町村に10万円というようなことで、町からの見舞金を予備費からさせていただきました。

そしてまた、町民からの義援金も、一昨日、築上西高校のエスクラブが文化祭等々で集めたというようなことで10万円いただきまして、総額200万円を超えた義援金が集まったところで

ございます。これもそれぞれ被害の状況に応じて配分しながら送金しようと、このように考えたところでございます。

それからあと、消防の問題で皆さん、非常に心を痛ましく思っているところでございますけれども、そういう形の中で、消防の若干経過を申し上げますと、2月22日に業務上横領容疑で起訴を刑事訴訟法で、警察、それから検察庁のほうへしまして、判決が9月30日に出ました。そこで、懲役2年というようなことで、1審の判決どおり控訴はなかったということで、刑が確定して現在に至っておるところでございます。

そしてまた、広域圏におきましても、消防の損害を与えたということで損害賠償請求を職員、総額当時行っておりました。しかし、裁判所、それから弁護士等々、いろんな形の中から、非常に全額では証拠書類もないというふうなことで、10年間の6,000万にということで、7月7日の日に変更決定して、一応訴訟をし直しておると、そういう状況でございます。

そして、8月、9月、口頭弁論が開かれておりますが、なかなか被告が収監中のために出てこれないということで、延期がされておるところでございますし、聞くところによれば、被告は3月か4月ぐらいには出て来られると、このような話も聞いておりまして、そういう形の中で裁判が決着していくであろうと、このような考え方です。

そして、あとは不明金をどうするかということで、できれば関係者に協力要請を、近々文書によってお願いをしていこうというふうなことで先般の理事会では決定しております。

それから職員の賠償責任、これについても議論をしながら、責任があるかどうかは監査委員が決めていただくというふうな形になりますので、もし職員の責任があれば監査委員のほうに職員の損害賠償請求を求めていこうというふうな話になっているところでございますけれども、職員の損害賠償請求についてはまだ結論に至っていないというのが現状でございます。

以上で、使途不明金についてであります。次に、道路財源の特別法というのがございまして、今年度の3月31日で、これ時限立法でございまして、法が失効します。今までは道路に関する補助金あたりが、通常は5割ですけれど7割国庫負担がされておったのが、復元になるということで再延長を、今道路関係、いろんな協会あたりと我々も参加しておりますけれども、運動しているところでございます。

それに基づいて、議員の皆さん方にも、総務産建委員長を通じて、できれば意見書を関係機関に送付してほしいということで、要請をしておるところでございます。あと皆さん方の意見がまとまればぜひお願いしたいと、このようにお願い申し上げたいと思います。

あとは、全国豊かな海づくり大会というのが10月の28、29日で、福岡県で開催されるようになっております。会場は宗像市が会場になりますけれども、ユリックス。天皇陛下がお見えになるということで、天皇皇后両陛下です。そこで沿道の皆さんに奉迎委員会というのを立ち上

げまして、私ども市町村も、それからほとんどの議会も、一緒に奉迎委員会に参加しようということで参加しているわけでございますけれども、そういう形の中で、沿道になる市町村については歓迎の小旗を振りながら歓迎すると。そしてあと29日の夕方から夜にかけて提灯行列をするので、参加の要請という話も来ておりますが、具体的には寄附を募りながら、寄附していただいた方に参加をしていただくかと、このような形でこの前の奉迎委員会では決定をいたしましたところでございます、具体的な話が決まれば、また皆さんにお知らせをしたいと、このように考えているところでございます。

それでは、今議会、一般会計補正予算ほか補正予算4件を提案させていただいております。それからあとは決算が9件というふうなことで提案をさせていただいております。それからあと議案といたしまして、条例改正、これを3件、あとは物品売買契約の締結、それから町道路線の変更ということで、その他の議案を3件ほど提案させていただいております。よろしく御審議をいただきながら、全議案可決をしていただくようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これで行政報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

ここで、閉会中に各常任委員会並びに議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元に届いていますので、事務局より報告させます。事務局長、木部英明事務局長。

○事務局長（木部 英明君） 報告いたします。

総務産業建設常任委員会の委員長に吉元成一議員、副委員長に田原宗憲議員、厚生文教常任委員会の委員長に武道修司議員、副委員長に塩田文男議員、議会運営委員会の委員長に吉元成一議員、副委員長に武道修司議員、以上のとおり互選されましたことを御報告いたします。

○議長（田村 兼光君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（田村 兼光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、宗晶子議員、3番、宮下久雄議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。吉元委員長。

○議会運営委員長（吉元 成一君） 議会運営委員会の報告をいたします。

9月4日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

9月7日木曜日は、本日の本会議で議案の上程。

なお、議案第61号物品売買契約の締結については、本日即決とすることに協議いたしました。

9月8日金曜日は、考案日といたします。

9日、10日は、土曜、日曜で、休会といたします。

11日月曜日は本会議で、議案に対する質疑と委員会付託といたします。

12日火曜日は、考案日といたします。

13日水曜日、14日木曜日は本会議で、一般質問といたします。

15日金曜日は、考案日といたします。

16日土曜日、17日日曜日、18日月曜日は休会といたします。

9月19日火曜日は、厚生文教常任委員会といたします。

9月20日水曜日は、総務産業建設常任委員会といたします。

なお、総務産業建設常任委員会は、築城支所の第4、第5会議室で行います。

9月21日木曜日は、委員会予備日といたします。

9月22日金曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決といたします。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については、一般質問でお願いいたします。

一般質問の受け付け締め切りは、あす9月8日正午といたします。

以上で、会期は、本日から9月22日までの16日間とすることが適当だと決定いたしましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日9月7日から22日までの16日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの16日間に決定しました。

日程第3. 議席の変更

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議席の変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定に基づき、お手元に配付しております議席表のとおり変更します。

なお、本日は、議場整理のため変更前の議席で運営させていただきます。

日程第4. 諸般の報告

○議長（田村 兼光君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第54号ほか18件です。ほかに例月出納検査報告が、配付のとおり提出されていますので、あわせて報告いたします。

次に、町長から報告があります。報告第6号平成28年度健全化判断比率の報告についてから、報告第10号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告についてまでを一括して報告させていただきます。

職員の朗読に続いて、報告内容の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 報告第6号平成28年度健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成28年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。平成29年度9月7日提出、築上町長新川久三。

報告第7号平成28年度資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成28年度資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

○議長（田村 兼光君） 八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 報告第8号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第9号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第10号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成29年9月7日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 報告第6号でございますけれども、平成28年度健全化判断比率の報告でございます。

本報告は、平成19年の6月に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、平成28年度の決算数値をもとに算定された健全化判断比率の4指標を報告するものでございます。

この4指標とは、1つが実質赤字比率、2つ目が連結実質赤字比率、3つ目が実質公債費比率、4番目が将来負担比率でございますが、平成28年度の決算においては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、比率がございません。実質公債費比率は8.1%、将来負担比率は63.2%となっております。

この報告は、地方公共団体財政健全化（ ）第3条の1項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第7号平成28年度資金不足比率の報告でございますが、本報告は地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、28年度の決算数値をもとに算定した公営企業関係の資金不足比率を報告するものでございます。28年の決算においては、下水道会計及び水道会計の資金不足比率はございません。

以上のとおり報告します。

次に、報告第8号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告でございますが、このしいだサンコーの経営状況は大体毎年同じような状況でございますが、経常利益が25万2,768円、税引き後の利益が10万7,676円ということで、若干の黒字を残して運営がされているところでございます。

次に、報告第9号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告についてでございますが、この放送会社の昨年に引き続きまして黒字となりました。経常利益金額が237万922円、それから当期純利益は218万8,587円ということで、若干の余剰金が出てまいりました。

次に、報告第10号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告についてでございますが、つきプロヴァンスの経営状況は、売上は前年に対して若干減収になっておりますけれども、費用のほうも減っておるということで、経常利益は728万7,843円、そして税引き後は当期純利益が554万1,150円となっております。

いずれも、第三セクターは地方自治法第243条の3第2項の規定によって報告するものでございます。

以上でございます。

日程第5. 議案第54号

日程第6. 議案第55号

日程第7. 議案第56号

日程第8. 議案第57号

○議長（田村 兼光君） これより議事に入ります。

お諮りします。日程第5、議案第54号平成29年度築上町一般会計補正予算（第2号）につ

いてから、日程第8、議案第57号平成29年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号から議案第57号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 議案第54号平成29年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度築上町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第55号平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

議案第56号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第57号平成29年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

平成29年9月7日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第54号は、平成29年度築上町一般会計補正予算（第2号）でございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額122億4,449万7,000円に5億2,993万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を127億7,443万2,000円と定めるものでございます。

予算の歳出のほうから説明しますが、国民健康保険特別会計への繰出金2億円というようなことで、これは来年度、保険者が築上町から福岡県に変わりますが、その際、今国民健康保険特別会計は赤字を出している次第でございます。今までの赤字と本年度の赤字を想定した形で2億円以内におさまるであろうと、このような想定で2億円を計上させていただいておるところでございます。

あと、築城中学校の建設事業の中で、外構工事の内示が来ましたので、これが1億3,244万6,000円ということで計上させていただいている。

あとは、道路維持補修事業3,262万4,000円、それから児童措置費、これは私立保育園の運営費補助というふうなことで、私立保育園の職員の処遇改善費が国、県のほうから補助金、負担金がいただけますので、一応計上させて、それからあとは、障害者福祉は、これは国県返納金というふうなことで、今まで昨年もらい過ぎた分を返納するものでございます。

あと、再編関連訓練移転等々の交付金ということで、これは学校教育の中の備品等々の購入を充てられるものについては、この交付金を充てて購入するというふうなことでございます。

歳入の主なものは、先ほど申しました私立保育園運営費の国県負担金、それから米軍再編関連訓練移転等交付金のこれを1,000万円、それから過疎対策事業債を1億3,700万円ほど、それから前年度繰越金を3億3,398万6,000円充当しようということで計上させていただいております。

議案第55号は、平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、本予算は、総額については変更はございません。補正の中身を、中で変更させていただいたところでございます。国庫補助金912万4,000円、県費補助金20万8,000円。それから平成29年の赤字補填、先ほど一般会計で申しました2億円の中身を操作させていただきまして、補正をさせていただいた。あとは歳出の主なものは、償還金と、それから保険給付の形で、償還金が増の325万1,000円、それから保健給付を325万1,000円減額をさせていただいておるところでございます。

次に、議案第56号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本予算の既定の歳入歳出の予算の総額3億5,002万5,000円に1,025万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を3億6,027万7,000円と定めるものでございます。補正の主なものは、保険料収納繰り越しに伴う福岡県後期高齢者医療連合へ納付金を計上するものでございます。歳入は、前年度の繰越金1,025万2,000円を充てさせていただくものでございます。

次に、議案第57号平成29年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

本予算は、既定の第3条予算の収益的収入を12万2,000円増額いたしまして、総額4億3,484万7,000円といたしまして、既定の第4条予算資本的収入を2,270万7,000円増額いたしまして、総額3,270万9,000円に改めるものでございます。

内容は、一般会計補助金の増額並びに一般会計出資金の増額によるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議、御採択をお願い申し上げます。

日程第9. 認定第1号

日程第10. 認定第2号

日程第 1 1. 認定第 3 号

日程第 1 2. 認定第 4 号

日程第 1 3. 認定第 5 号

日程第 1 4. 認定第 6 号

日程第 1 5. 認定第 7 号

日程第 1 6. 認定第 8 号

日程第 1 7. 認定第 9 号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第 9、認定第 1 号平成 2 8 年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 1 7、認定第 9 号平成 2 8 年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第 1 号から認定第 9 号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） **認定第 1 号**平成 2 8 年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 8 年度築上町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 2 号平成 2 8 年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 8 年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 3 号平成 2 8 年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 8 年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 4 号平成 2 8 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 8 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 5 号平成 2 8 年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 8 年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 6 号平成 2 8 年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 8 年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別

紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第7号平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第8号平成28年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成28年度築上町水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第9号平成28年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成28年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月7日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 認定第1号は、平成28年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額が132億9,560万6,647円、歳出総額117億2,473万128円、歳入歳出の差し引き額が15億7,087万6,519円となっております。この中に、翌年度へ繰り越さなければならない一般財源は8,678万7,000円ございます。したがって、実質収支額は、14億8,408万9,519円となっているところでございます。

単年度収支におきましては、昨年度と比較しますと、マイナスの4億1,562万8,273円、実質単年度収支もマイナスの3億589万5,568円となっているところでございます。そういうことで、ある程度、若干余力を残しながら次の年度への繰り越しができればと思います。

次に、認定第2号平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、本認定案は、歳入総額が2,009万7,301円、歳出総額が2億5,247万3,283円で、歳入歳出の差し引き額が2億3,237万5,982円の赤字になっているところでございます。この不足額は、平成29年度からの繰り上げ充用をいたしまして、補填をいたしているところでございます。少しずつではございますけれども、収納金が昨年は1,145万5,301円あったところでございます。

次に、認定第3号平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が205万347円、歳出総額が184万9,210円と、歳入歳出差し引き額は20万1,137円でございます。そういう形の中で、今までの滞納額が179万円ございますが、これも鋭意努力をして、収納には努力しているところでございます。

そして、28年度の貸付金額が162万円となっておるところでございます。

次に、認定第4号平成28年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、当会計は、歳入総額5万円、歳出総額ゼロ、歳入歳出差し引き額5万円となっておるところでございます。

本事業は、椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計での貸付金の返済回収業務を行っている会計でございます。少し滞納金はまだ、少しというか、大分ございます。1,283万4,472円の滞納金があるところでございますけど、これも鋭意、担当課によって努力をしているところでございます。

次に、認定第5号平成28年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

この会計は、歳入総額が315万803円、歳出総額が309万8,051円ということで、歳入歳出差し引き額は5万2,752円でございます。

なお、29年の3月31日までに、残区画が、大が11、中が29、小が149残っておりますが、これは町民世帯のそれぞれお墓の場所において余裕があるというようなことで、町民、それから町外からの受け付けもしておるところでございます。

次に、認定第6号平成28年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、本会計は、歳入総額が27億1,786万277円、歳出総額が28億3,984万7,667円、歳入歳出差し引き金額は1億2,198万7,390円の赤字となっておりますが、この赤字分は29年度からの繰り上げ充用を行っているところでございます。

そういうことで、赤字額が1億ふえておるといようなことで、先ほど30年度に県へ移行という形の中でこの解消をやっというところで、()をしているところでございます。

それから、認定第7号平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本会計は、歳入総額が3億1,394万7,147円、歳出総額が3億368万9,539円ということで、歳入歳出の差し引き額が1,025万3,539円というふうな形になっておりますが、本会計は医療費の保険料を被保険者から収納して県の連合への払い込みに充てる会計でございます。

次に、認定第8号平成28年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定でございます。

本認定は、収益的収支の総収益4億537万3,712円と、総費用が3億5,569万3,004円でございます。当年度の純利益は4,968万708円となっておるところでございます。資本的収支については、消費税込みで総収入が2億8,998万7,352円、総支出額が3億9,456万1,329円となっており、不足額が1億457万3,977円となっておりますが、過年度分損益勘定留保資金とそれから当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で

この分は赤字不足分を補填しているところでございます。

次に、認定第9号平成28年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定でございますが、本決算の収益的収支の純収益が6億193万3,843円、総費用が5億4,689万7,601円で、当年度の純利益は5,503万6,242円となっております。資本的収支については、消費税込みで総収入が4億1,372万8,000円、総支出が4億9,113万9,944円となっており、7,741万941円が不足となっておりますが、本会計においても、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び引き継ぎ金で補填をしているところでございます。

以上、決算認定9号の説明を申し上げます。よろしく御審議をいただき、御認定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

ここで代表監査委員に決算の監査結果の報告を求めます。代表監査委員の尾座本雅光さん、お願いします。

○代表監査委員（尾座本雅光君） それでは、築上町の歳入歳出決算28年度の監査報告をさせていただきます。

おはようございます。ただいま紹介いただきました代表監査委員の尾座本です。築上町の平成28年度の決算における審査を、7月の19日から8月9日にかけて町監査事務局で丸山監査委員さんと実施いたしました。その結果について御報告を申し上げます。

平成28年度一般会計、特別会計の総決算額は、歳入が163億5,275万8,522円となっております。歳出は、151億2,568万7,947円となり、一般会計の実質収支は14億8,408万9,519円の黒字となっております。しかし、実質単年度収支だけ見ますと3億589万5,568円の赤字となっております。

それから、平成28年の決算統計調査では、経常収支比率が93.1%、対前年度と比較しますと4.6ポイント悪化していきまして、財政力指数は0.34、対前年度で比較しますと0.04ポイントの改善となっております。

また、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計におきましては、それぞれ不納欠損処理が行われており、負担の公平性の観点から、慎重かつ適切な取り扱いを求めるものであります。

社会情勢が変化する今日、地方創生、人口減少対策、庁舎建設、建てかえ等々、さまざまな課題が山積しており、限られた財源を生かした重点的・効果的な町政運営に励み、積極的な自主財源の確保、健全な自治体経営を強く要望いたします。

次に、水道事業会計決算の報告です。

総収入が4億537万3,712円、それから当年度純利益額は4,968万708円となって

います。前年度に比べますと1,525万7,331円の減となっています。

また、収益の根幹となる有収率は当年度82.9%で、前年より減少しているため、今後も引き続き水道料金の収納率向上に努力されるよう要望いたします。

最後になりますが、昨年度から公営企業会計に移行いたしました下水道事業会計決算の報告をさせていただきます。

総収入収益は、6億2,486万2,318円となっています。当年度純利益額は6,947万3,317円ですが、普及率、水洗化率を向上させる必要があると思っています。より一層の収益金向上を目指すよう要望いたします。

以上をもちまして監査報告といたしますが、議長さん、議案で申しわけないですけど、差しかえさせてもらったお詫びをいたしたいと思います。

最後に、今回、決算審査意見書の中で数字の訂正がございました。議員さんから御指摘いただきまして、申し訳なかったと思っています。そして、特に議運の議員さん方、先に議案書を取りに見えられた議員さんの方々には御迷惑をおかけいたしましたことを、この場をかりてお詫びを申し上げます。大変失礼いたしました。

以上で、決算報告を終わらせていただきます。

○議長（田村 兼光君） 御苦労さまでした。

日程第18. 議案第58号

日程第19. 議案第59号

日程第20. 議案第60号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第18、議案第58号築上町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第20、議案第60号築上町農業推進協議会条例の廃止する条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号から議案第60号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） **議案第58号**築上町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第59号築上町農業振興基金条例を廃止する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第60号 築上町農業推進協議会条例を廃止する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成29年9月7日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第58号は、築上町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定でございます。制定というよりも改正です。

そういうことで、この条例は、今まで基金条例は新しく物をつくるための条例という形でおりましたけれども、解体も一緒に含めた形でこの基金を使わせていただくというふうなことで、第1条と第6条に、解体に関するところの条文を挿入させていただいたところでございます。よろしくお願い申し上げます。

それから、議案第59号は、築上町農業振興基金条例を廃止する条例の制定でございますが、本条例は、合併前から、旧築城町から条例を引き継いでおりましたが、基金に関する現金、債権、有価証券等の処分に関する条例でございましたが、全てこれが完了いたしまして、設置目的を達成しておることから、本条例を廃止するものでございます。

それから、議案第60号につきましては、これは築上町農業推進協議会条例を廃止する条例の制定でございますが、本条例案は、築上町農業推進協議会条例から築上町農業振興地域整備促進協議会条例に移行をすると、こういうことで、本条例を廃止するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第21. 議案第61号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第21、議案第61号物品倍場契約の締結についてを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号物品売買契約の締結については、委員会付託を省略し本日即決することに決定しました。

日程第21、議案第61号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第61号物品売買契約の締結について、「特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」水槽付消防ポンプ自動車購入について、次のように物品売買契約を締結するものとする。

平成29年9月7日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第61号は、物品売買契約の締結でございます。

本案は、水槽付消防ポンプ自動車の購入でございますが、売買契約は、平成29年8月24日に、5社による指名競争入札を行い、結果はお手元に配付のとおりでございます。愛知ポンプ工業株式会社北九州市営所が消費税込みで3,326万4,000円で落札をいたし、仮契約をいたしておるところでございます。

なお、この消防自動車は、第3分団第1部水原地区に今まであったものを廃車にして、新しくこの備えつけをするものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 1点お聞きしたいと思います。入札結果の表の中で、1社が辞退しております。なぜこの辞退があったのかの理由がわかれば教えていただきたい。

それと、私の記憶がちょっと間違っているのかもしれませんが、消防車等の特殊な入札の場合、6社も今までなかったんじゃないかなと思うんです。今回、何かちょっと多く感じるんですが、過去とあわせても一緒なのかふえたのか、そこら辺を教えていただきたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 財政課元島でございます。武道議員さんの御質問にお答えいたします。

まず1点ですけれども、辞退しております小川ポンプ工業さんからの辞退理由につきましては、こちらの仕様書に合うような搭載するポンプの形式がないということで、辞退理由をいただいております。

2点目の6社の関係なんですけれども、例年でありますと小型動力ポンプ車ということで、例年5社で指名を組んでおりましたけれども、今回、水槽式ということで、1台の金額が約3,000万円程度になっておりますので、広域消防や行橋の消防本部のほうに業者の問い合わせをして、6社で指名を組んだところでございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第61号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。議案第61号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第62号

○議長（田村 兼光君） 日程第22、議案第62号町道路線の認定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第62号町道路線の認定について、次のように町道路線を認定するものとする。

平成29年9月7日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第62号は、町道路線の認定でございますが、本案は県道犀川豊前線赤川橋かけかえの工事に伴いまして、県道が2つできるような形になっております。古いほうを町への移管が行われるというふうなことで、町道に認定するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第23. 議案第63号

○議長（田村 兼光君） 日程第23、議案第63号町道路線の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第63号町道路線の変更について、次のように町道路線を変更するものとする。平成29年9月7日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第63号は、町道路線の変更でございます。

本案は、寒田線の県道でございますが、寒田下別府線越崎橋かけかえ工事に伴いまして町道路線を変更するものであります。上ノ河内43号線は、東九州自動車道の建設工事に伴い、つけかえ道路の法線が変更になったため、町道路線の変更をするものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） それでは、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りは、あすの正午までとします。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。御苦労さまでした。

午前11時00分散会
